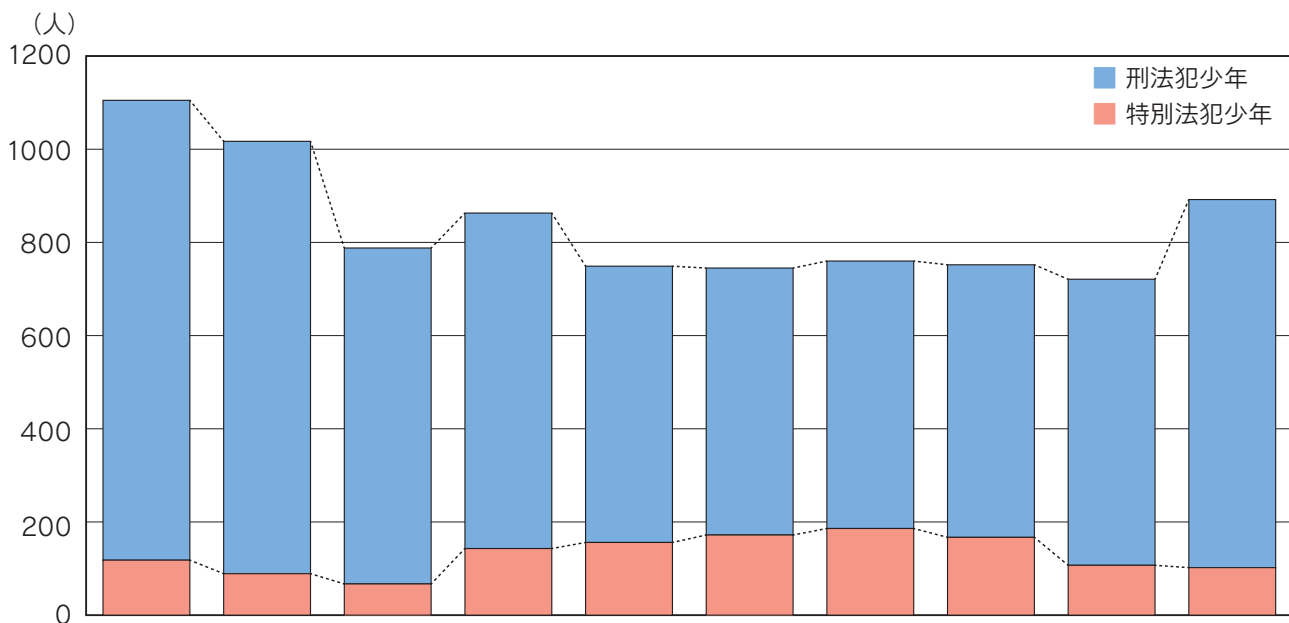


静岡県の少年非行等の概況

(令和7年中)

県内の少年非行の実態 (少年の検挙・補導人数の推移)

刑法犯で検挙された少年は4年連続で増加しています。



区分	年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数		1,105	1,017	788	863	749	745	760	752	721	892
刑法犯少年	犯罪少年	808	678	559	528	442	437	413	464	446	597
	触法少年	179	250	162	192	151	136	161	121	168	193
	特別法犯少年	118	89	67	143	156	172	186	167	107	102
特別法犯少年	犯罪少年	101	76	63	131	150	155	175	162	96	94
	触法少年	17	13	4	12	6	17	11	5	11	8

【用語の意味】

- 犯罪少年………罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
 - 触法少年………14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
 - 不良行為少年………飲酒、喫煙、家出、怠学その他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年
 - 刑法犯少年………刑法に規定する罪（交通関係を除く。）で検挙・補導された少年
 - 特別法犯少年………刑法以外の刑罰法令に規定する罪（交通関係を除く。）で検挙・補導された少年
 - 検挙・補導人数………警察で犯罪少年として検挙し、又は触法少年として補導した人数
 - 福祉犯………児童買春にかかる犯罪や児童の心身に有害な影響を与えるもの、その他の少年の福祉を害する犯罪
- ・本資料図表の増減欄における「▲」印は減少を示しています。
 ・本資料図表の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。



1 刑法犯少年の検挙・補導状況

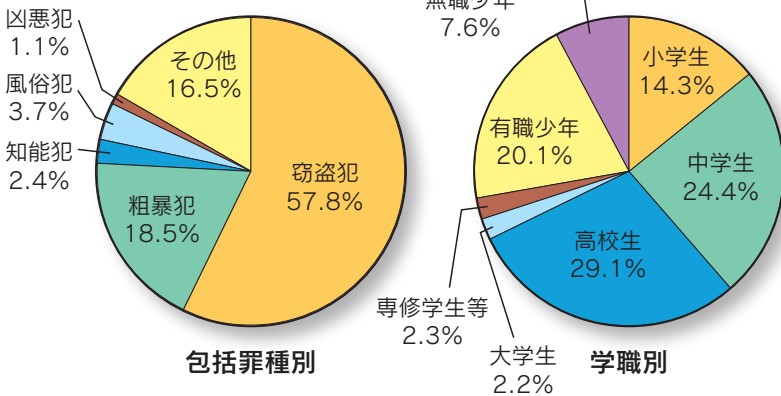
検挙・補導した刑法犯少年は790人で前年と比べて約3割増加しました。

● 包括罪種別・学職別の検挙・補導人数

(人)

包括罪種別	学職別	総数	前年	増減	小計	学生・生徒					有職少年	無職少年
						小学生	中学生	高校生	大学生	専修学生等		
総数		790	614	176	571	113	193	230	17	18	159	60
		(141)	(88)	(53)	(106)	(35)	(34)	(35)	(1)	(1)	(19)	(16)
構成比 (%)		100.0	-	-	72.3	14.3	24.4	29.1	2.2	2.3	20.1	7.6
		(100.0)	-	-	(75.2)	(24.8)	(24.1)	(24.8)	(0.7)	(0.7)	(13.5)	(11.3)
包括罪種別	凶悪犯	9	16	▲7	5	0	4	1	0	0	3	1
		(1)	(2)	(▲1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	粗暴犯	146	120	▲26	87	16	37	32	0	2	46	13
		(13)	(15)	(▲2)	(9)	(2)	(1)	(6)	(0)	(0)	(3)	(1)
	窃盗犯	457	315	▲142	339	83	109	130	7	10	80	38
		(117)	(55)	(62)	(92)	(32)	(29)	(29)	(1)	(1)	(11)	(14)
	知能犯	19	33	▲14	12	0	3	5	2	2	3	4
		(1)	(3)	(▲2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
風俗犯	29	41	▲12	26	1	12	10	3	0	2	1	
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
その他の刑法犯	130	89	▲41	102	13	28	52	5	4	25	3	
	(9)	(13)	(▲4)	(4)	(1)	(3)	(0)	(0)	(0)	(4)	(1)	

※ ()内は女子を内数で示しています。



令和7年中に検挙・補導した刑法犯少年は790人で、前年と比べて176人増加しました。

包括罪種別では、万引きなどの窃盗犯が457人と最も多く、全体の半数以上を占めています。

学職別では、高校生が230人と最も多く、全体の約3割を占めており、次いで中学生、有職少年、小学生の順となっています。



窃盗犯で検挙・補導した少年のうち、最も多い手口は「万引き」でした。

● 窃盗犯の検挙・補導人数の手口別推移

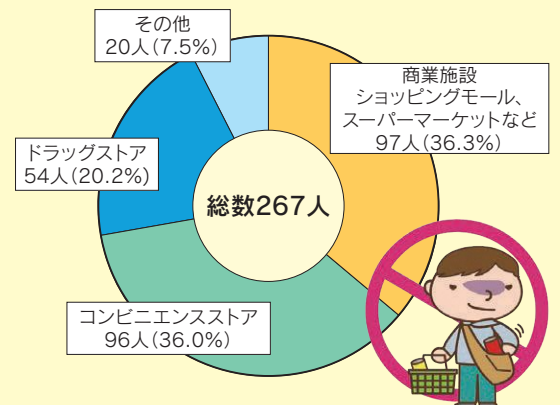
(人)

手口別	年次	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数		330	328	305	315	457
侵入窃盗		9	9	7	16	16
空き巣		3	2	1	5	4
忍込み		0	3	0	2	1
出店荒し		0	0	0	0	0
その他		6	4	6	9	11
乗り物盗		81	77	66	73	114
自動車盗		0	9	0	1	2
オートバイ盗		24	16	16	8	37
自転車盗		57	52	50	64	75
非侵入窃盗		240	242	232	226	327
車上ねらい		4	4	3	3	0
部品ねらい		3	4	2	2	6
万引き		207	209	185	181	267
置き引き		3	6	6	4	5
その他		23	19	36	36	49

刑法犯少年のうち、検挙・補導人数が最も多い窃盗犯を手口別に見ると、万引きが267人と最も多く、窃盗犯全体の約6割を占めています。

万引きの犯行場所別では、ショッピングモールなどの商業施設が最も多く、次いで、コンビニエンスストア、ドラッグストアの順となっています。

● 万引き犯行場所別の検挙・補導人数



2 特別法犯少年の検挙・補導状況

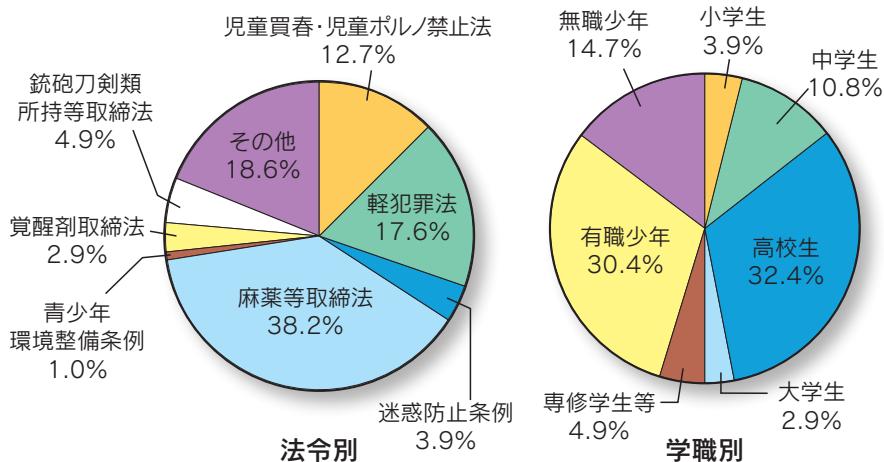
検挙・補導した特別法犯少年は102人で前年と比べて減少しました。

● 主要法令別・学職別の検挙・補導人員

(人)

主要法令別	学職別	総数	前年	増減	小計	学生・生徒					有職少年	無職少年
						小学生	中学生	高校生	大学生	専修学生等		
総数		102	107	▲5	56	4	11	33	3	5	31	15
		(9)	(14)	(▲5)	(4)	(2)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)	(3)
構成比 (%)		100.0	-	-	54.9	3.9	10.8	32.4	2.9	4.9	30.4	14.7
		(100.0)	-	-	(44.4)	(22.2)	(11.1)	(0.0)	(11.1)	(0.0)	(22.2)	(33.3)
主要法令別	軽犯罪法	18	20	▲2	13	4	3	5	1	0	4	1
		(2)	(0)	(2)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	迷惑防止条例	4	6	▲2	4	0	0	4	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	児童買春・児童ポルノ禁止法	13	30	▲17	13	0	5	8	0	0	0	0
		(0)	(4)	(▲4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	青少年環境整備条例	1	2	▲1	0	0	0	0	0	0	1	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	麻薬等取締法	39	4	35	8	0	0	7	0	1	22	9
		(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
	覚醒剤取締法	3	3	0	2	0	0	1	1	0	0	1
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
廃棄物処理法	10	2	8	6	0	0	4	0	2	3	1	
	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	
銃砲刀剣類所持等取締法	5	9	▲4	5	0	1	3	0	1	0	0	
	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
その他	9	31	▲22	5	0	2	1	1	1	1	3	
	(3)	(7)	(▲4)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	

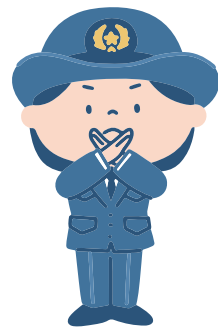
※（ ）内は女子を内数で示しています。



令和7年中に検挙・補導した特別法犯少年は102人で、前年と比べて5人減少しました。

法令別では、麻薬等取締法違反が39人と最も多く、次いで軽犯罪法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、廃棄物処理法違反の順となっています。

学職別では、高校生が33人と最も多く、全体の約3割を占めており、次いで有職少年、無職少年の順となっています。



Topics① 少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための取組

友人や先輩から誘われる「日雇いバイト」に参加したり、SNS等で仕事の内容を明らかにしないまま高額な報酬を示して求人を行う「闇バイト」に応募したりした少年が、特殊詐欺の「受け子」・「出し子」や強盗の実行犯として犯罪を行い、検挙されています。

県警察では、県内の少年院の協力のもと、特殊詐欺に加担し、検挙された少年達のインタビューをもとに啓発動画「心情～伝えられること～」を制作し、少年を犯罪に加担させないための取組を推進しています。

YouTube静岡県警察公式チャンネルでご覧いただけます。



〔二次元コード〕

高収入 裏バイト 簡単・即金
気になる方 DMください
#UD #受け #出し #運び

少年院在院者が語る
甘い言葉の裏にあるリアル

3 不良行為少年の補導状況

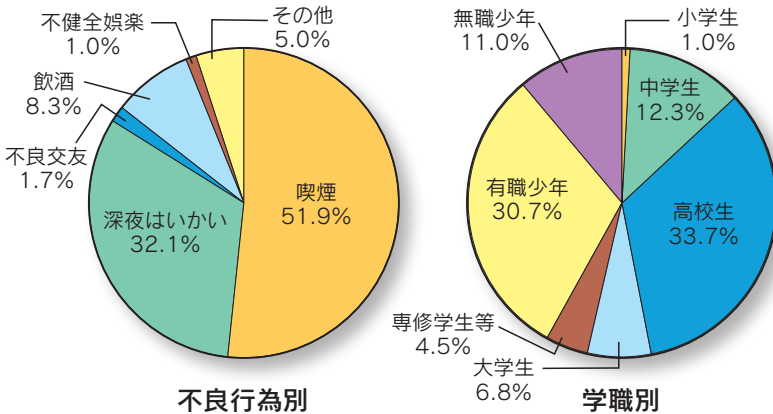
補導した不良行為少年は4,485人で前年と比べて約2割減少しました。

● 行為別・学職別の補導人員

(人)

行為別	学職別	総数	前年	増減	小計	学生・生徒					有職少年	無職少年
						小学生	中学生	高校生	大学生	専修学生等		
総数		4,485 (888)	5,802 (1247)	▲ 1,317 (▲ 359)	2,615 (603)	44 (10)	550 (168)	1,513 (343)	305 (29)	203 (53)	1,375 (187)	495 (98)
構成比 (%)		100.0 (100.0)	-	-	58.3 (67.9)	1.0 (1.1)	12.3 (18.9)	33.7 (38.6)	6.8 (3.3)	4.5 (6.0)	30.7 (21.1)	11.0 (11.0)
飲酒		374 (106)	458 (178)	▲ 84 (▲ 72)	229 (67)	0 (0)	21 (16)	83 (19)	105 (22)	20 (10)	104 (21)	41 (18)
喫煙		2,326 (326)	2,546 (340)	▲ 220 (▲ 14)	1,016 (158)	1 (0)	152 (36)	492 (74)	197 (7)	174 (41)	1,016 (121)	294 (47)
粗暴行為		92 (5)	169 (9)	▲ 77 (▲ 4)	83 (4)	11 (0)	41 (0)	29 (4)	2 (0)	0 (0)	6 (1)	3 (0)
暴走行為		27 (3)	23 (2)	4 (1)	6 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	1 (0)	1 (0)	19 (1)	2 (0)
家出		45 (23)	72 (35)	▲ 27 (▲ 12)	41 (22)	3 (1)	28 (16)	9 (4)	0 (0)	1 (1)	3 (1)	1 (0)
無断外泊		10 (5)	23 (16)	▲ 13 (▲ 11)	9 (4)	2 (0)	3 (3)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
深夜はいかい		1,438 (378)	2,144 (593)	▲ 706 (▲ 215)	1,072 (305)	10 (1)	223 (75)	833 (228)	0 (0)	6 (1)	219 (41)	147 (32)
怠学		38 (10)	37 (14)	1 (▲ 4)	38 (10)	1 (1)	20 (8)	17 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不健全性的行為		3 (1)	11 (5)	▲ 8 (▲ 4)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良交友		76 (18)	224 (33)	▲ 148 (▲ 15)	66 (17)	15 (7)	36 (8)	15 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	5 (1)
不健全娯楽		46 (10)	90 (21)	▲ 44 (▲ 11)	44 (10)	0 (0)	21 (3)	23 (7)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
その他		10 (3)	5 (1)	5 (2)	8 (3)	1 (0)	5 (3)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)

※ ()内は女子を内数で示しています。



令和7年中中に喫煙、深夜はいかい等の不良行為で補導した少年は4,485人で、前年と比べて1,317人減少しました。

行為別では、喫煙が最も多く、次いで深夜はいかい、飲酒、粗暴行為の順となっています。学職別では、高校生が最も多く、次いで有職少年、中学生、その他の学生の順となっています。



主な不良行為の態様

喫煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかに又はたむろする行為
飲酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為
不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為

Topics② 少年の非行防止、健全育成に向けた取組

警察では、関係機関や少年警察ボランティア等と連携して、少年の健全育成に向けた取組を推進しています。

○少年警察ボランティア（少年指導委員、少年警察補助員）

「地域の少年は地域で育てる」を基本理念に、少年の非行防止や健全育成に取り組んでいるボランティアです。代表的なものとして、「少年指導委員」や「少年警察補助員」があり、各警察署等と連携して街頭補導活動や少年の居場所づくり、有害環境浄化などの取組を行っています。

○スクールサポーター

学校を訪問・巡回しながら、児童生徒の問題行動、安全確保に関する支援を行う警察職員です。元警察官等としての専門知識と経験を生かし、学校と警察の「かけ橋」となり、安心・安全な学校づくりに貢献しています。

4 福祉犯の検挙状況

福祉犯の検挙件数、検挙人数は、前年と比べて減少しました。

● 法令別の検挙件数・検挙人数

(人)

法令別	年次	令和7年		令和6年		増減	
		検挙件数(件)	検挙人員(人)	検挙件数(件)	検挙人員(人)	検挙件数	検挙人員
総数		139	82	161	123	▲22	▲41
県青少年環境整備条例		12	8	26	21	▲14	▲13
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春事犯	6	5	9	4	▲3	1
	児童ポルノ事犯	53	22	61	40	▲8	▲18
児童福祉法		3	2	3	0	0	2
風営適正化法		2	2	3	7	▲1	▲5
売春防止法		0	0	0	0	0	0
20歳未満飲酒禁止法		1	2	2	2	▲1	0
20歳未満喫煙禁止法		4	4	11	11	▲7	▲7
覚醒剤取締法		0	0	0	0	0	0
麻薬等取締法		1	1	1	1	0	0
性的姿態等撮影処罰法		55	36	43	33	12	3
その他		2	0	2	4	0	▲4

令和7年中の福祉犯の検挙件数は139件、検挙人数は82人で、前年と比べていずれも減少しました。

検挙人数の法令・態様別では、性的姿態等撮影処罰法違反が最も多く、次いで児童ポルノ事犯、県青少年環境整備条例違反の順となっています。



被害児童のうち、中学生・高校生が約7割を占めています。

● 子供の性被害の態様別・学職別状況

(人)

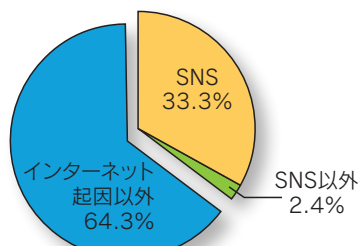
態様別	学職別	総数	前年	増減	小計	学生・生徒					有職少年	無職少年
						未就学	小学生	中学生	高校生	他学生		
総数		42 (36)	—	—	41 (35)	1 (1)	5 (4)	14 (13)	21 (17)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
前年		—	54 (50)	—	53 (49)	0 (0)	5 (5)	17 (16)	31 (28)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
増減		—	—	▲12 (▲14)	▲12 (▲14)	1 (1)	0 (▲1)	▲3 (▲3)	▲10 (▲11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
県青少年環境整備条例(淫行)		7 (6)	14 (11)	▲7 (▲5)	7 (6)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
児童買春		4 (3)	5 (4)	▲1 (▲1)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
児童ポルノ		28 (25)	32 (32)	▲4 (▲7)	28 (25)	1 (1)	5 (4)	13 (12)	9 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
児童福祉法(淫行)		3 (2)	3 (3)	0 (▲1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)

※ ()内は女子を内数で示しています。

福祉犯で性被害に遭った被害児童は42人であり、前年と比べて12人減少しました。

学職別で見ると、中学生と高校生で約8割を占めています。

被害に遭った契機別ではSNS利用に起因した被害が約3割を占めています。



性被害の契機別

Topics③

インターネットの危険から子供たちを守ろう！



子供の「性」を目的とする悪い大人が、インターネットを悪用して子供たちに接触し、言葉巧みに誘い出したり、裸の画像を撮影させて送らせたりする被害(自画撮り被害)が発生しています。

このような危険からお子さんを守るためには、スマートフォン等の使用について、親子で話し合い、使用時間やルールを決める、フィルタリング設定をするなど、子供の成長に応じたペアレンタルコントロール(保護者による適切な管理)を行うことが大切です。

静岡大学と県警察が連携して制作

子どもたちの「自画撮りトラブル」を防ぐための教材！

「場面強制想像法」により自覚を促し、断るスキルを身に付ける！

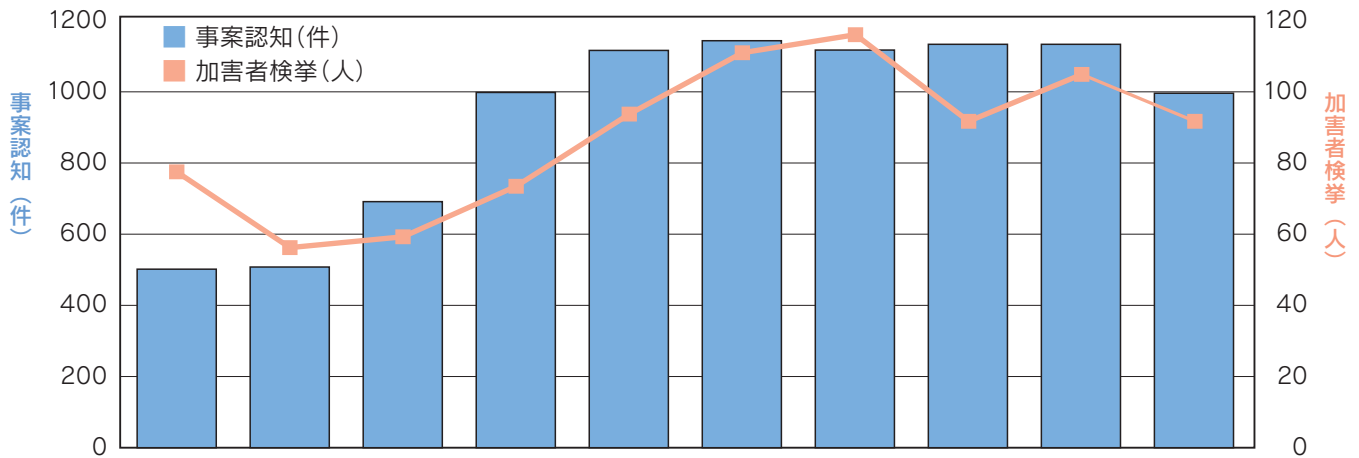
教材(ガイドブック付き)は無料ダウンロード可！

<http://shiotashingo.main.jp/?p=1143>
(上記の静岡大学県庁研究室ホームページからダウンロードできます)

5 児童虐待の状況

警察による児童虐待の認知件数、加害者の検挙人数共に減少しました。

● 児童虐待対応状況



	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
事案認知(件)	497	503	685	989	1,106	1,133	1,107	1,123	1,123	993
加害者検挙(人)	77	56	59	73	93	110	115	91	104	91

令和7年中の児童虐待事案の認知件数は993件で、前年と比べて130件減少しました。

児童虐待事案における検挙人数は、前年と比べて13人減少しました。

● 加害者の検挙状況

罪種別	加害者	被害児童との関係							合計	前年
		実父	養父 継父	実母	養母 継母	内縁 関係	祖父母	その他		
刑法犯	殺人(含未遂)	0	0	1	0	0	0	0	1	1
	傷害(含致死)	15	4	12	0	0	1	1	33	36
	暴行	28	4	10	0	0	1	2	45	51
	不同意性交等(監護者含)	1	2	0	0	0	0	1	4	8
	不同意わいせつ等(監護者含)	2	2	0	0	1	0	0	5	2
	その他	0	0	1	0	1	0	1	3	2
特別法犯	児童買春・児童ポルノ禁止法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法(淫行させ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	暴力行為・銃刀法	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計(人)		46	12	24	0	2	2	5	91	104

令和7年中の児童虐待における検挙人員は91人で、前年と比べて13人減少しました。

被害児童との関係別で見ると、実父と実母で約8割を占めました。罪種・法令別では、暴行が45人と最も多く、次いで傷害が33人でした。



Topics④ 警察と児童相談所の連携強化!!

県警察では、年々増加傾向にある児童虐待に迅速かつ確な対応にあたるため、県内の児童相談所に、警察官を出向・派遣するとともに、児童相談所職員の身分を併任する警察官を配置しています。

虐待を受けたと思われる子供を見つけた時や、ご自身が出産や子育てに悩んだ時には児童相談所(全国共通ダイヤル「189」)や市町の窓口で連絡・相談してください。

緊急の場合は、110番通報を！
～ あなたの通報で救われる子供がいます ～



6 少年サポートセンターの活動

令和7年中は、178人の少年に継続補導、継続的支援を実施しました。

● 継続補導、継続的支援

種別	少年相談の 受理（件）	計	継続補導（人）注1		継続的支援（人）注2	
			継続補導（人）注1	継続的支援（人）注2		
令和7年	420	178	137	41		
令和6年	333	105	88	17		
増 減	87	73	49	24		

注1) 継続補導

少年相談等に係る少年について、その非行を防止するために特に必要と認められる場合に、その問題性が除去されるまで引き続き注意、助言、指導等を行うもの。

注2) 継続的支援

犯罪の被害に遭った少年について、その精神的なダメージを軽減するために特に必要と認められる場合に、カウンセリング等による継続的な支援を行うもの。

● 少年の立ち直り支援・体験活動

非行や不良行為、犯罪被害等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、少年警察ボランティアなどと連携し、農業体験や職業体験、作品制作等の活動を通じた支援を実施しています。

(回)

区分	合計	農業体験	作品制作	調理体験	学習支援	その他
令和7年度	74	11	39	2	11	11



【少年の立ち直り支援・体験活動】

● 少年相談専用ダイヤルのご案内

少年サポートセンターでは、少年の非行防止及び被害少年の支援に関する相談を受け付けています。（犯罪被害の届出、人命に関わる等緊急な対応が必要な場合は警察署へ）

《受付》月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15



センター名称	所在地	少年相談専用電話	お住まいの地域
東部地区 少年サポートセンター	沼津署3階 055-952-0110(代) 内線：281・282	080-1605-0771	下田市、賀茂郡、伊豆の国市、伊豆市、三島市、田方郡、伊東市、熱海市、沼津市、駿東郡、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市
	富士署3階 0545-51-0110(代) 内線：281・282	080-1605-0774	
中部地区 少年サポートセンター	清水署4階 054-366-0110(代) 内線：279・282	080-1605-0778	静岡市（清水区、駿河区、葵区）、藤枝市、焼津市、島田市、榛原郡、牧之原市
	静岡中央署7階 054-250-0110(代) 内線：281・282		
	藤枝署3階 054-641-0110(代) 内線：281・282	080-1605-0786	
西部地区 少年サポートセンター	磐田署別館2階 0538-37-0110(代) 内線：281・282	080-1605-0740	菊川市、御前崎市、掛川市、袋井市、周智郡、磐田市、浜松市（天竜区、浜名区、中央区）、湖西市
	浜松中央署3階 053-475-0110(代) 内線：281・282	080-1605-0760	

静岡県警察では、ホームページのほか、YouTube、X（旧ツイッター）の公式アカウントなどで、少年の非行防止、健全育成に係る啓発資料や統計データを掲載・配信しています。ぜひご活用ください。

静岡県警察ホームページ
（少年の非行防止と健全育成）



※接続には通信料がかかります。

少年事件手続きの流れ（概要）

